農業者の皆様へ

垂水市営農継続緊急支援給付金

市内で農業を営む方々の中で、**新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方を対象に**営農継続を支援することを目的として、給付金を支給します。

対象者

税の申告をした農業者（個人・法人）
※令和２年分・令和元年分・平成 30 年分のいずれかの販売金額（売上）50 万円以上

支給額　50,000 円

必要書類

- 確定申告書または住民税申告書の控え（法人の場合、月ごとの売上額がわかるもの）
- 所得税青色申告決算書または収支内訳書の控え（個人の場合）
- 滞納なし証明書または納税証明書
- 通帳・印鑑（認め可）

申請手順

1 申請前に／ご自宅等で
販売金額の 20% 以上減収を確認

2 税務課で／市役所１階
市税の滞納がないことを確認

3 市民課窓口で／市役所１階
「滞納なし証明書」または「納税証明書」を取得（発行手数料 300 円）

4 農林課で／市役所２階
必要書類を持参して申請

※申請時に２階まで来ることが困難な場合は、１階フロアにてご対応させていただきますので、お気軽に市民課や税務課の窓口にてご相談ください。

問 農林課振興係 ☎ 0994-32-1224

支給要件

- 市税の滞納がないこと
- 平成 30 年分または令和元年分と令和２年分を比較して、販売金額が 20%以上減収していること
- 垂水市に住所を有していること
- 営農継続する意思があること
- 垂水市が今年度すでに実施した垂水市持続化給付金を受給していないこと

申請期間

令和３年７月１日～８月 31 日まで

申請場所

垂水市役所２階　農林課

減収の確認方法

令和２年分の販売金額・・・①
令和元年分または平成 30 年分の販売金額・・・②
【②－①】÷②× 100 ＝減収率（小数点以下切捨）⇒ 20%以上が対象

白色申告者の場合
各年の収支内内訳書の「販売金額」を比較して減収確認します。

■白色申告者

青色申告者の場合
各年の青色申告決算書の「販売金額」を比較して減収確認します。

■青色申告者

介護保険施設における食費・居住費の見直し

施設を利用するサービスの場合、介護保険の対象外となる食費、居住費については全額利用者の自己負担となっておりますが、低所得者の方については、軽減措置が講じられています。

令和３年８月から、在宅で暮らす方との食費・居住費に係る公平性や負担能力に応じた負担を図る観点から、国の法令見直しに伴い、一定額以上の年収や預貯金等をお持ちの方には、食費等の負担額の見直しが行われます。

■第３段階が細分化され、負担限度額が一部変更となります。

利用者負担段階		居住費等				食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第１段階	・本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者	820 円	490 円	490 円（320 円）	0 円	300 円	300 円
第２段階	・本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が 80 万円以下の人	820 円	490 円	490 円（420 円）	370 円	390 円	390 円 ↓ 600 円
第３段階①	・本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の人	1,310 円	1,310 円	1,310 円（820 円）	370 円	650 円	650 円 ↓ 1,000 円
第３段階②	・本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が 120 万円超の人	1,310 円	1,310 円	1,310 円（820 円）	370 円	650 円 ↓ 1,360 円	650 円 ↓ 1,300 円

※金額は１日当たりの金額になります。　※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は ( ) 内の金額となります。

■預貯金額の上限額が、段階別に変更となります。上限額を超えた場合には負担限度額は利用できません。

第１段階	預貯金等が単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円	第２段階	預貯金等が単身 650 万円、夫婦 1,650 万円
第３段階①	預貯金等が単身 550 万円、夫婦 1,550 万円	第３段階②	預貯金等が単身 500 万円、夫婦 1,500 万円

※第２号被保険者（65 歳未満）の方については要件が異なりますので、垂水市役所保健課までお問い合わせください。

高額介護サービス費の見直し

介護保険のサービスを利用し、１か月に支払った利用者負担額が所得に応じた限度額を超えた場合、「高額介護（予防）サービス費」として、超えた分を申請により支給を行っております。

令和３年８月利用分から、負担能力に応じた負担とする観点から、国の医療保険の高額療養費制度における負担限度額に合わせ、現役並み所得者が細分化され、下記のとおり見直しが行われます。

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
現役並み取得者 同一世帯に課税所得 145 万円以上の 65 歳以上の人がいて、65 歳以上の人が１人の場合は収入が 383 万円以上、２人以上の場合は、収入の合計が 520 万円以上	44,400 円

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
年収約 1,160 万円以上	140,100 円
年収約 770 万円以上約 1,160 万円未満	93,000 円
年収約 383 万円以上約 770 万円未満	44,400 円

問 保健課介護保険係 ☎内線 128